

福岡市公報

令和 7 年 5 月 29 日 第7148号(別冊 3)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目 次	ページ
○福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例施行規則の一部改正 (第62号)	1
○福岡市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正 (第63号)	2
○退隠料遺族扶助料及給与金条例施行細則の一部改正 (第64号)	2

規 則

福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 5 月 29 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第62号

福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年福岡市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第68号）並びにこの規則の施行前にした行為に係る罪により処せられる懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている者は、この規則による改正後の福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行

規則第7条の2第1号の規定の適用については、拘禁刑の執行のため刑事施設に拘置されている者とみなす。

福岡市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
令和7年5月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第63号

福岡市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市職員退職手当支給条例施行規則（平成16年福岡市規則第46号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号（裏面）、様式第4号（裏面）及び様式第5号（裏面）中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

退隠料遺族扶助料及給与金条例施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年5月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第64号

退隠料遺族扶助料及給与金条例施行細則の一部を改正する規則

退隠料遺族扶助料及給与金条例施行細則（大正4年福岡市告示第51号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式の1（裏）中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。